

別紙1

廃棄物処理団体懇話会における北海道に対する要望事項

団体名 北海道環境整備事業協同組合

要望事項	『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』の遵守について
要望の内容	<p>一般廃棄物の処理は市町村固有の事務であり、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令』により、委託料は、受託業務を遂行するに足りる額であることと定めております。</p> <p>平成26年1月28日の最高裁判決を踏まえ、同年10月8日付で出された環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知では、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」、このことを「貴管内市町村に周知徹底及び指導方お願いしたい」となっております。</p> <p>平成26年4月3日の最高裁判決は、浄化槽保守点検業務を随意契約方式とする事は、『合特法』の趣旨を考慮して、下水道供用開始の影響を受けている一般廃棄物処理業者の保護として、行政の合理的な裁量の範囲内という判決です。</p> <p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知並びに最高裁判決を、折に触れ、市町村に周知されるようお願いいたします。</p>
備 考	

環廃対第 1410081 号

平成 26 年 10 月 8 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律
の適正な運用の徹底について（通知）

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）が目的とする生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上では、廃棄物の適正処理が基本であり、一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について統括的な責任を有する市町村の役割が極めて重要である。

市町村の処理責任の性格については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成 20 年 6 月 19 日付け環廃対第 080619001 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知。以下「6.19 通知」という。）で周知したとおり、市町村自らが行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して行わせる場合でも、引き続き市町村が有するものである。また、許可業者に行わせる場合にあっても、市町村が統括的な責任を有するものであり、一般廃棄物処理計画にこれを位置付け、一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要である。

この市町村以外の者に一般廃棄物処理業の許可を与えて行わせる場合の考え方に関して、平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決（別添資料参照）において、市町村長から一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分について、その取消訴訟における原告適格を有する

との判示がなされた。

一方、市町村が処理委託した一般廃棄物に関する、大規模な不適正処理事案が発生しているが、依然として解決を見ないまま長期化している状況にある。

このような状況を踏まえ、改めて下記事項に留意いただき、都道府県知事におかれましては貴管内市町村に対し、廃棄物処理法の適正な運用の徹底のため周知徹底及び指導方お願いしたい。

記

1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに廃棄物処理法施行令第3条各号に規定する基準（以下「処理基準」という。）に従って処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有する。このため、仮に不適正な処分が行われた場合には、生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のために必要な措置を講ずることが求められる。

廃棄物処理法第6条の2第2項の規定における「市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分」とは、市町村自ら行う場合と市町村が委託により行う場合の両方を指しており、両者を同様に扱っていることから、市町村の処理責任については、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみならず、他者に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う。このため、市町村は、廃棄物処理法施行令第4条各号に規定する基準（以下「委託基準」という。）に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならない。

この場合の委託基準には、業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切な者に対して委託すること等の受託者としての要件に加え、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である。

また、結果的に、受託者による適正な処理の確保がなされなければ、その責任は市町村が負うものであり、市町村が委託基準を遵守したか否かにかかわらず、市町村は、受託者と連帶して生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のた

めに必要な措置を講ずる必要がある。さらに、それらの措置が十分でない場合には、市町村は自らそれらの措置を講ずる必要がある。

以上のとおり、市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。

2. 最高裁判決の趣旨

平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決は、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」としており、「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる」との考えに基づき判断されたものである。

したがって、仮に市町村長が一般廃棄物処理計画を踏まえた既存業者への事業の影響等を適切に考慮せずに一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分を行った場合には、既存業者からの訴えにより当該許可処分等は取り消される可能性があるということになる。これは新たな許可処分に限定されるものではないことにも留意する必要がある。

当該判決は、これまで 6.19 通知等により周知してきた廃棄物処理法の目的及び趣意に沿つたものであることから、これを機に、一般廃棄物処理を市町村以外の者に委託し又は許可を与えて行わせる場合を含めて、廃棄物処理法の目的及び趣意を改めて認識の上、一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用をなされたい。

佐賀県伊万里市 判例要約

1. 裁判概要

・伊万里市住民 37 名が、同市及び市長に対して、公共施設浄化槽の保守点検業務を随意契約とすることが地方自治法に違反するとして、2403万円余の損害賠償等請求をした住民訴訟

2. 判決の趣旨

・地方自治体が、特定の一般廃棄物処理業者との間で、浄化槽保守点検業務等を随意契約方式とすることが、競争入札を原則とする地方自治法 234 条等に反するか争われた住民訴訟において、裁判所が、いわゆる「合特法」の趣旨を考慮して、下水道供用開始の影響を受けている一般廃棄物処理業の保護として、当該業務委託を随意契約方式とすることは、行政の合理的な裁量の範囲内にあると判示した判例

(上告棄却・確定)

3. 判決日

佐賀地方裁判所

一審判決言渡日 平成 23 年 1 月 21 日 被告 106 万円余支払い

福岡高等裁判所

二審判決言渡日 平成 24 年 4 月 12 日 一審判決取消

最高裁判所

上告棄却決定日 平成 26 年 4 月 3 日 棄却

別紙2

要望事項	浄化槽普及促進について
要望の内容	<p>平成29年4月24日付けの公明新聞によれば、「2月23日の衆議院予算委員会第8分科会で、公明党の高木美智子代議士が、浄化槽を都市計画区域に設置できることを周知するよう求めたのに対し、国交省の栗田卓也局長『下水道と同じ位置づけ』と答弁。都市計画法に基づいて公共事業できる旨の確認を、都道府県などの都市計画担当課長会議で周知した。」とあります。</p> <p>国交省からのそうした周知を受けて、北海道としてはどのような対応をされたのか、また、今後どのような対応を取るのか、ご教示いただければと思います。</p> <p>浄化槽は、下水道に比べ、設置工事費や維持管理コストが低く、災害にも強いことは、既に明らかとなっております。</p> <p>人口減少、市町村の財政ひっ迫の中で、環境問題の一端の解決策を担う安くて便利な浄化槽、今年度から、地域再生計画の中に汚水処理施設整備交付金が創設されたとのことでありますから、下水道クイックプロジェクトのみに頼るのではなく、単独浄化槽の合併浄化槽への転換の推進も含め、全道みな下水道構想における浄化槽の位置づけを高め、北海道が指導権を握り、市町村財政救済と環境改善の両立のための環境行政を推進されることを要望したいと思います。</p>
備 考	

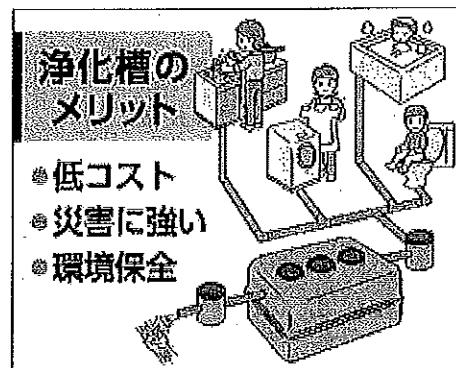
「浄化槽」普及を促進

公明新聞：2017年4月24日（月）付

国交省が自治体へ周知 都市計画で設置可能 災害に強く、低コスト

生活排水を下水道並みに処理できる浄化槽。下水道の設置が困難な地域などでの浄化槽普及を促すため、国土交通省はこのほど、都市計画法に基づいて公共事業で設置できる旨の確認を都道府県などの都市計画担当課長の会議で周知した。

この通知は、都市計画法の中では、浄化槽を都市計画区域に設置できる都市施設として明記されていないため、自治体の間で汚水処理施設は下水道しか設置できないという誤解が生じていることが背景にある。2月23日の衆院予算委員会第8分科会で、公明党の高木美智代さんが浄化槽を都市計画区域でも設置できることを周知するよう求めたのに対し、国交省の栗田卓也都市局長が「下水道と同じ位置付け」と答弁。自治体担当者への周知につながった。



浄化槽は、下水道に比べ設置工事や維持・管理が低コストで、災害にも強く、あらゆる地形に設置可能。健全な水循環を実現する環境保全にも効果が期待できる。先月6日には、し尿だけでなく、台所や風呂などの雑排水も処理する「合併処理浄化槽」の普及に向け、公明党の山口那津男代表、浄化槽整備推進議員懇話会（会長＝齊藤鉄夫幹事長代行）が、全国浄化槽団体連合会（全浄連、佐藤佑会長）から要望を受けていた。